

マージン率等に係る情報提供

株式会社トップラン

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 2 年度 (令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月))

記

- 1.令和 3 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 1 人
- 2.令和 2 年度 派遣先事業所数 (実数) 3 件
- 3.令和 2 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 25.600 円
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
- 4.令和 2 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 19.520 円
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))
- 5.労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 23.7 %
- 6.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 担当；延岡 真悟 045-785-5988
【教育訓練内容】
 - ・新入時研修、移動時研修、施工図研修 (派遣先担当者にて)
 - ・実務教育として O J T (派遣先にて 1 日 4 時間 5 日間)
- 7.その他労働者派遣事業の業務に関する事項
 - ・食堂施設有
 - ・休憩室有
 - ・更衣室有
- 8.労使協定対象派遣労働者であるか否か別
派遣元労使協定対象者 (協定書の有効期間終期 令和 5 年 3 月 31 日)